

地域振興政策のこれまで、これから—地域の発意を尊重した政策展開へ—

橋本 拓哉（前・財団法人日本開発構想研究所研究主幹）

1. はじめに

我が国では戦後、高度経済成長期以降、各時代の国土政策上の目標を実現するため、或いは経済成長の中で自然的社会的諸条件により格差を深めていく特別な地域の振興を図るため、様々な地域振興政策が展開されてきた。

地域振興政策をめぐる近年の潮流としては、中央政府主導型の政策スキームから、地域が自立的に立案・実施を行う政策スキームへの移行が見られるところである。

そこで本稿では、このような潮流の中で国土政策としてどのようなスタンスで地域振興にかかわることが望ましいかという問題意識の下、これまでの地域振興政策を振り返るとともに、そのこれからのあり方を展望してみることとしたい。

2. 近年の地域振興政策の潮流

2.1 地域再生政策の動向

地域振興政策の分野においては、近年、地域主導の地域づくりの考え方から発展して、地域の発意に制約を加えたり、枠組みを当てはめたりするのではなく、発意そのままに国が活用可能な支援策を付けていく形の施策が主流となっている。

具体的な施策としては、「構造改革特別区域法」の施行、「地域再生推進のためのプログラム」によってこうした流れが強化され、「全国都市再生モデル調査」の実施、「地域再生計画」の認定から「新たな公によるコミュニティ創生支援モデル事業」、「地方の元気再生事業」に至っている。

例えば、前述の「地方の元気再生事業」は、地方再生の取り組みを進める上で最大の隘路となるプロジェクトの立ち上がり段階を対象に、専門的な人材の派遣、社会実験の実施等のソフト分野を中心に、国が集中的に支援を行う事業とされ、次のような点が特長であると述べられている。

- 予め国がメニューを示すことは止め、民間主体を中心とする地域からの提案に柔軟に対応する。
- 立ち上がり段階において、地域の合意形成やプロジェクト検討のための民間を中心とする活動

（地域づくりの専門家派遣や社会実験等を中心に、その他シンポジウム、説明会等の実施など）について、国は包括的かつ集中的に支援する。

○選定後、提案内容に最も関係する省庁に予算を移し替えた上で、関係省庁と提案団体との間の委託契約による調査（全額国費）として実施する。

こうした中で、2007年11月に決定された「地方再生戦略」（地域活性化統合本部）では、地方再生の基本的考え方である「地方再生5原則」の中に、「補完性」の原則（地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体等との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国は集中的に支援。）、「自立」の原則（地域の資源や知恵を生かして、経済的・社会的自立に向けて頑張る計画を集中的に支援。）及び「総合性」の原則（国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援。）が掲げられたところである。

表1 最近の地域振興をめぐる動き

年	地域振興をめぐる動き
2000	地方分権一括法
2001	内閣に都市再生本部設置
2002	構造改革特別区域法 都市再生特別措置法
2003	全国都市再生モデル調査 内閣に地域再生本部設置
2004	地域再生推進のためのプログラム 地域再生計画の認定
2005	地域再生法
2008	新たな公によるコミュニティ創生支援モデル事業 地方の元気再生事業

2.2 地域振興政策に係る構造変化

地域振興政策に係るこのような潮流の背景には、次のような3つの変化があるものと考えられる。

第1は、2000年の地方分権一括法を嚆矢とする地方分権化の進展である。これは、地域住民に身近な地域の課題に対応するのは、国（中央政府）

よりも身近な地方政府がふさわしいとする考え方が基礎にある。

第2に、1990年代後半の累次の景気対策によって国と地方は巨額の財政赤字を抱え、従前の公共事業による地域振興という政策手段がとれなくなったことが挙げられる。併せて、この期間を通じて、公共事業の地域振興効果が著しく低下したことも指摘されている。

第3に、ハード面の社会基盤整備が着実に進展し、地域の政策課題も少子・高齢化対策に代表されるソフト面の施策や地域経営等にシフトしてきていることが挙げられる。これらの課題に対応するには、地域の置かれた環境条件、地域内の関係主体の特性や背景事情、地域資源の賦存状況等に依りて、とるべき施策は千差万別であって「一般解」は存在しない。このように地域振興政策が「特殊解」を求める政策状況に変わってきたため、全国画一的な施策にはなじまず、一般論として地域振興は地域に任せるべきと考えられるようになってきた面もある。

これらを背景として、政府においては、21世紀に入って以降、地域の創意工夫による地域経済の活性化、地域再生に向けた施策を展開するようになっている。

3. これまでの地域振興政策

それでは時代を遡って、戦後から高度成長期にかけて創設された、いわば「従来型」の地域振興政策について概観してみることにする。戦後これまでに制定された主な地域振興立法を年代順に列挙すると、次表の通りである。

表2 地域振興立法の変遷

年	地域振興立法の制定・改廃
1952	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法
1953	離島振興法
1954	奄美群島振興開発特別措置法
1958	台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法
1961	低開発地域工業開発促進法 産炭地域振興臨時措置法
1962	新産業都市建設促進法 豪雪地帯対策特別措置法
1964	工業整備特別地域整備促進法

1965	新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律 山村振興法
1969	小笠原諸島振興開発特別措置法
1970	過疎地域対策緊急措置法
1972	工業再配置促進法
1983	高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）
1985	半島振興法
1987	総合保養地域整備法
1988	地域産業の高度化に寄与する特定産業の集積の促進に関する法律（頭脳立地法） 多極分散型国土形成促進法
1992	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
1993	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
1998	新事業創出促進法（テクノポリス法、頭脳立地法廃止）
2001	新産業都市建設促進法廃止 工業整備特別地域整備法廃止 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律廃止
2005	新事業創出促進法廃止

これらの地域振興立法は、条件不利地域振興立法とその他の地域振興立法の2種類に大別される。

前者は、地理的・自然的制約のために条件が不利な地域において、その基礎条件の改善や地理的・自然的特性に即した地域の自立的発展のため、社会基盤の整備や地域間の連携・交流の推進を図るものである。このような地理的・自然的条件が元々不利な地域は、市場メカニズムに任せていては標準的な生活を営むことが困難であるため、特別法に基づいて国の責務として、地域の振興、経済活性化を図るといった考え方を基礎としている。

後者は、各時代の国土政策上の中心課題を解決し、政策（開発）目標を達成することを直接的な目的として制定されたものである。その中心課題は、戦後復興期の資源開発から、高度成長期に移行するにつれて、工業開発→過大都市防止と格差是正→工業等の地方分散→地域産業の振興・活性化、地方都市の整備といった変遷をたどっている。

以下では、両者について政策、制度の内容を外観する。

3. 1 条件不利地域振興立法

条件不利地域振興に関する法律の概要は、別表1の一覧の通りである。

このタイプの立法は、基幹的インフラのうち交通基盤等の生産基盤に当たるインフラを整備することによって、条件不利地域の基礎条件が改善され、経済活性化を通じて後進性が克服され、地域の浮揚を図るという考え方を基礎に置いている。このため、これらの法律では、次のように基盤整備に関する支援措置等を規定している。

- 基盤施設の整備に関する国の負担割合の特例（離島振興法第7条、半島振興法第10条（半島循環道路等の整備）、奄美法第6条、小笠原法第6条、過疎法第10条、豪雪法第15条）
- 基幹道路の整備に係る都道府県代行（半島法第11条、過疎法第14条、山村法第11条、豪雪法第14条）
- 交通の確保についての配慮（離島法第12条、半島法第12条（小型航空機用飛行場等の整備）、奄美法第6条の4、小笠原法第13条の2、過疎法第20条）
- 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮（離島法第13条、半島法第13条、奄美法第6条の6、小笠原法第13条の3、過疎法第21条、山村法第18条）

また、これらの法律は、条件不利地域の後進性を踏まえて、次のような生活条件など住民福祉の向上に関する規定を置いている。

- 医療の確保、充実（離島法第10条、奄美法第6条の3、小笠原法第13条の5、過疎法第16・17条、山村法第19条）
- 高齢者の福祉の増進（離島法第11条、半島法第14条、奄美法第6条の7、山村法第20条）
- 教育の充実（離島法第15条、奄美法第6条の8）
- 地域文化の振興（離島法第16条、半島法第15条、奄美法第6条の9、山村法第21条）
- 地域間交流の促進（離島法第17条、半島法第15条の2、奄美法第6条の10、小笠原法第13条の6、山村法第22条（都市と山村の交流））
- 人材の育成（奄美法第6条の11、小笠原法第13条の7）

このうち、過疎法について、これらの規定に基づく生活条件向上に係る国の主な施策を挙げると

次のようになる。

- 医療の確保
 - ・へき地保健医療対策
- 高齢者等の保健・福祉の向上・推進
 - ・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の整備
 - ・高齢者コミュニティセンターの整備
 - ・保育所の対する国の負担・補助割合の特例
 - ・離島等サービス確保対策事業
 - ・へき地保育の推進（次世代育成支援対策交付金）
 - ・社会福祉施設等施設整備費補助金制度
- 教育の充実
 - ・学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の新增築に対する国の負担割合の特例
 - ・学校統合に伴う教職員住宅の建設に対する国の交付金の算定割合の特例
 - ・へき地集会室等の整備（公立学校施設整備費補助制度）
 - ・へき地児童生徒援助費等補助金
 - ・私立高等学校等経常費助成費補助金
- 定住・交流の促進等
 - ・沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け
 - ・過疎地域集落再編整備事業
 - ・地域間交流施設整備事業
 - ・過疎地域等活性化推進モデル事業
 - ・離島振興特別事業（離島体験滞在交流促進事業）

3. 2 その他の地域振興立法

その他の地域振興に関する法律の概要は、別表2の一覧の通りである。（この他に、既に廃止された法律である、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備法、高度技術工業集積地域開発促進法、地域産業の高度化に寄与する特定産業の集積の促進に関する法律等がこのタイプに属する。）

これらの法律は、各時代における国土政策上の目標を達成することを直接の目的として制定されたものであるが、①地方の産業振興を目的とするもの、②地域の発展を牽引する地方都市の整備を目的とするものの2種類に大別される。

このタイプの立法は、概ね、①地域指定（制定時期の早い法律は国（主務大臣）が指定、後のものは都道府県が指定し国（主務大臣）が承認・同

意。)、②国(主務大臣)による基本方針・指針の策定、③都道府県による基本計画等の作成と国(主務大臣)による承認・同意、④承認基本計画等の事業に対する支援・助成措置(税制上、金融上の優遇措置、地方債の特例等)の適用、といった内容となっている。細部については法律の制定時期或いは政策目的等によって差異が見られる(例えば、地方拠点法の場合は市町村が共同して基本計画を策定し、都道府県知事が承認する仕組みとなっている。)ものの、これらの法律は、国が基本方針等で定めた構想に基づく全国共通の開発方式を推進しようとする性格である点は否めない。

新産法及び工特法は平成13年に、テクノ法及び頭脳立地法は平成10年の新事業創出促進法の制定に合わせて、それぞれ既に廃止されている。

このうち、新産・工特制度の廃止を打ち出した国土審議会答申(「新産業都市及び工業整備特別地域の整備の今後の在り方について」平成12年12月14日)において廃止の背景、制度廃止後の地方産業振興の在り方についての考え方をみると、次のように述べている。

『新産・工特制度廃止後の地方産業振興の在り方については、従来のように工場を誘致するだけでなく、地域資源(人材、技術、自然、文化、知的基盤等)を活用しながら地域産業の競争力強化や新事業の創出を推進し、地域経済の自立的発展を図ることが求められている。そのためには、地域の特性に応じて目指す方向を決定し、目標に向けて適切な施策を講じることができる地方公共団体が中心となって、それぞれの地方の特性、資源、産業集積、住民のニーズ等を踏まえた内発的な産業発展に重点を移す方が有効であると考えられる。』『このような状況を踏まえたとき、新産・工特制度廃止後の地方産業振興は、(中略)原則として地方公共団体の判断と責任において行うという方向にあるものと考えられる。』

このタイプの立法については、上記のように地方自治体の自主性をより発揮できるような見直しの必要性が指摘されているところである。

4. これからの地域振興政策

4.1 条件不利地域政策の今後

前述のような条件不利地域は、国土管理・国土経営上次のような機能を果たしている。引き続き

これらの機能が健全に発揮されるためには、今後とも国の責務としてこうした地域の振興、再生に取り組むことが必要である。

- 我が国の領域(領土、領海)の実効支配及び排他的経済水域等の海洋権益の確保
- 二酸化炭素吸収源であり、水資源涵養等に資する森林の保全、持続可能な自然環境の維持
- 食料供給源である農地の保全及びその過程を通じた下流域の土砂災害防止等の国土保全
- 豊かな自然環境や景観、固有の地域文化に恵まれ、都市住民の癒しのニーズに応える
- 自然と付き合う「技」を備え、環境に優しい産業で我が国を支える

こうした中で、条件不利地域振興政策は、同地域の後進性、条件不利性が完全には克服されていない現時点にあつては、引き続き国の責任において実施されるべきであり、地域コミュニティの維持・再生、経済活性化、地域間交流の拡大による地域活力の増進等の施策を展開することが求められる。

この場合、条件不利地域政策の実施に当たっては、前述の2.2に挙げた構造変化を踏まえると、地域の発意・発想や問題意識を尊重する政策手法を採る必要があると考えられる。

例えば、条件不利地域の一類型である半島振興政策の今後の在り方を考えると、同地域の自立的発展を促進するために、行政のみならず、NPO法人や住民、民間企業等を巻き込んだ主体的な地域づくりを促進・助長することが必要である。このため、具体的には、

- ① 半島地域における団体・個人など多様な主体の地域づくりに向けた取り組み一とりわけ立ち上げ段階一を支援する施策、
- ② そのような半島地域における様々な取り組みをコーディネートし、各半島地域の総合的な地域力に結集していく一多様な主体が参画して当該半島地域振興の方向性や戦略を形成する一ための「プラットフォーム」(後述)や人材の育成・支援を図る施策、
- ③ 半島地域の活性化に取り組む主体がそれぞれの地域の枠を超えて相互に情報やノウハウ、意見等を交換することができる場の形成等を通じて、他の地域との交流・連携を形成・強化する施策、

といった施策を推進する必要があると考えられる。

4.2 「地域活性化プラットフォーム」の育成・支援

4.2.1 多様な主体の参画による地域づくりの必要

地域振興に当たって、地域のあるべき姿を具体化していく上で、全ての地域に適用できる一般解というものには存在しない。その解は当該地域自身に求めざるを得ず、多様な存在が主体的にかかわり、多様な思いを巻き込んでいく地域づくりが不可欠である。

また、地域の課題には個別の対応では対処することのできない様々な要素が絡み合っており1つの組織や主体だけでは地域の課題を解決することは難しい。むしろ、総合的視点で地域を捉え、地域活性化を実現する仕組みが必要である。

従って、行政のみならず様々な主体の参画による地域づくり・地域活性化の推進が今後の地域振興政策上重要なテーマになると考えられる。

近年、社会サービスの担い手として、住民、NPO法人、民間企業等が活躍の場を広げるようになってきている。行政とこうした多様な主体とが協働して地域づくりに取り組むことが見られている。

この点を踏まえて、平成20年7月に決定された「国土形成計画（全国計画）」では、「多様な主体が協働し、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域にその活動を広げ、地域住民の生活を支え、地域活力を維持していくという、いわば『新たな公』と呼ぶべき考え方で地域づくりに取り組んでいく」との問題意識を明示している。

4.2.2 個別の活動団体その他の主体を巻き込み、協働するための枠組みとしての「地域活性化プラットフォーム」

これからの地域振興においては、多様な主体が地域づくりに参画し、緩やかであるが一体性を持ちつつ、地域のビジョンの達成に向けて連携して取り組みを実践できることが重要である。そのためには、多様な主体が対等な関係を維持しつつ、役割分担やパートナーシップを決めたり、進行管理を行う一方で、新しい主体が参入しやすい場としてのプラットフォームが必要である。すなわち、

地域における関係主体（行政、民間、住民、NPO法人等の活動団体等）間の触媒となるような存在が地域活性化プラットフォームである。

こうしたプラットフォームに期待される役割としては、①新たなアイデアから取り組みを企画・立案し実行に移すこと、②多様な関係者の間のコミュニケーションを図り信頼関係を構築すること、③多様な主体間の役割分担の在り方を調整すること、④関係する主体間の新たなパートナーシップやネットワークを形成すること等が挙げられる。

プラットフォームを形成するには、地域に存在する様々なパートナーシップを相互につないでいくことで地域づくりの輪を拡大し、一定の方向の下に関心のある人や組織を巻き込んでいくことが重要である。こうしたプラットフォームは、地域において個別に活動している主体でベクトルが同じ人々が集まって自然発生的に形成される場合もあるが、必要に応じて行政がその環境整備をしていくことも求められる。

4.2.3 個別の活動団体やプラットフォームと行政、関係主体とのインターフェース上の課題

地域づくりの現状においては、NPO法人等のそれぞれの団体が独自に活動を展開し、他の団体との関係は比較的希薄である。また、中間支援組織も個々のNPO法人との一対一関係が積み重なって成り立っている状態である。こうした中で団体間の連携、協働等がなされていても、特定のキーパーソンの個人的能力や人脈によるものであって、組織的、恒常的なものとはなっていない。

筆者は平成20年9月以降、全国の半島地域における地域活動団体等との意見交換を行ってきている（ご協力いただいた方々にはこの場をお借りして改めて感謝申し上げます）。その際に得られた知見から活動団体等と関係主体とのインターフェース上の課題や論点として挙げられるものをテーマ別に整理すると、以下の通りである。

(ア) 活動団体等と関係主体とのインターフェースについて

- NPO法人等の活動やネットワーク化、中間支援組織のサポートに当たっては、行政側とのインターフェースが課題であり、両者の意識にはまだ温度差やギャップが見られる。

- 行政や既存団体（商工会、観光協会等）は、関係主体をつなぐということは不得手であって、問題意識も希薄である。中間支援組織が行政とNPO法人等との関係を切れないようにしていくことがネットワーク形成上の鍵である。

(イ) 地域外の視点等の導入について

- 必ずしも地域内の人だけで活動するのではなく、地域外の視点を持ち、企画・構想力、調整力等を有する主体（地域外の間接支援組織等）がそうした地域内の人々の取り組みをサポートしていくことで、地域のプラットフォームや活動団体を形成していく試みが見られる。
- 地域住民のネットワークは具体的な問題解決に直接結びつかないと関心を示さないため、地域外の間接支援組織が地元で「付き合いが悪い」と思わせる雰囲気醸成して（地域外からノウハウを有する有識者を招聘する等）求心力を作るよう配慮する例が見られる。
- 地域プロデューサーは、地域の中に入り込んで、当該地域の背景事情や関係主体の特性等を個別具体的に理解できる人であることが重要。ある程度「よそ者」を関与させることが必須であり、プロデューサーの他に地域内のとりまとめをするパートナーを確保して、地域の内外の人で役割分担をすることが必要である。
- 個別の活動に取り組んでいる段階では外に目を向ける余裕がまだないと思われるが、自分の地域内・団体内だけで資源や人材、視点を閉じるのではなく、地域外からの視点の導入や地域外の人や団体とのつながりを形成することも重要である。

(ウ) 地域住民等の多様な主体の参画促進、巻き込みについて

- 個別団体の活動について、地域住民の認知はあっても住民の参画を巻き込んでいく面が弱い。当該団体の問題意識や活動を意識的に住民向けに発信し、住民の関心を振り向かせる努力に重点を置くことも必要である。
- 地域を巻き込んでいく場合、例えば、街中を回遊する来訪者がビジネスチャンスになることを具体的に見せていくことが重要である。
- 地域の人々に参画してもらおう場合、最初は湯茶の接待等の皆で比較的簡単にできることから参加してもらい、次は来訪者にいかに喜んで

らえるかの取り組みづくりをしてもらうなど、段階的に取り組みを積み重ねて行くことが重要である。

- 地域活動に対する地元の人々の認識や意識を啓発し、参画を促すための条件整備や組織づくりが重要である。地域の人々が地域活動に関心を持った状態、何か参加したいという意欲を消すことなく、次の段階につなげていく、巻き込んでいくという努力が必要である。
- 活動への参画、巻き込みを図る上で、地域内の人材、資源を再発見、再認識することの意義は大きい。地域の人々が自らの地域の資源にいかにして気づくかが重要な点であり、それが地元を再評価し、活動への参画を促していく。

(エ) その他

- 地域内の関係主体のうち、個々の事業者は自分の事業で手一杯であり、コーディネートや人材育成のコストを誰が負担するかが問題になる。しかし、コストは関係者が出し合わなければならず、皆が少しずつ協力してボランティアガイド等の取り組みを共同で行うなど段階を踏んで進めていかなければならない。こうした取り組みを積み重ねることで地域の面としての魅力が形成される。
- 中間支援組織には様々なレベル・熟度のものがあり、いろいろな思いの人々をつなぐことはできるが、ビジネスの話を扱えるのは極めて限られている。
- 個々の活動団体がその活動や地域の維持・再生のための原資を稼いで、組織体として自立できるところまで視野に入れている中間支援組織は限られている。

4.2.4 「地域活性化プラットフォーム」の仕組み案

多様な主体の参画による地域づくりを進めるには、関係する主体間の連携、協働とネットワークの構築が重要である。この場合、協働・連携のための場、インフラとしての地域活性化プラットフォームやコーディネーターが必要であるとともに、こうしたプラットフォームを地域の中に位置づけて多様な主体間の関係を整序する協働・連携のためのルールが必要である。

前者の地域活性化プラットフォームは、次のよ

うに関係する各主体とのインターフェースを円滑にすることが期待される。

- NPO法人等個別活動団体との関係→つながり、ネットワークの形成・維持、個別団体のサポート、各団体間のコーディネート等
- 行政との関係→行政とNPO等との役割分担、協働のための仕組み・ルールづくり、活動資源の供給（指定管理者制度等）等
- 既存団体との関係→成り立ち・構成員・組織文化の違いが大きい中での仲立ち、人材・地域ネットワークの視点での連携等
- 地域住民との関係→認知度の向上から参画の促進・巻き込みに至るまでの普及啓発・情報発信等

後者のルールづくりに当たっては、英国における政府とボランティア・コミュニティ組織（非営利組織）との間の協定文書である「ローカル・コンパクト」が参考になると考えられる。これは、広範なボランティア活動と政府との関係を整理し、協働を促す目的で作られており、いわば「新たな公」と行政の協働を目標とするものと言える。対象となるボランティア活動は、社会サービスの提供、マイノリティの地域社会への参加促進など広範な分野にわたっている。

我が国においても、地域活性化に向けた取り組み、限界集落等における社会サービスの提供に関して、「新たな公」となる主体を地域コミュニティの中に位置づけ、行政との協働を促すスキームとして参考になるとと思われる。

以上の点を踏まえると、地域活性化プラットフォームの育成・支援策について、例えば、

- ① 地域の中間支援機関等を地域コミュニティの核となるプラットフォームとして（国が）認定する、
- ② 認定プラットフォームに対する補助金・交付金の交付、自治体による出資、寄付控除等の支援措置を講じる、
- ③ 認定プラットフォームと自治体とが協働して、地域活性化や社会サービス提供等に係る行動計画を策定し、（国の）認定を受ける、
- ④ 認定行動計画に基づく地域活性化に関する事業、社会サービスの提供事業を、プラットフォーム及び傘下の活動団体が②の支援を受けて実施する、

というようなスキームが1つのモデルとして考えられる。

5. おわりに

本稿では、これまでの我が国における地域振興政策を振り返るとともに、最近の地域再生政策を概観し、今後の地域振興の方向性の1つとして、地域活性化プラットフォームの育成・支援を挙げてみた。

地域振興政策と国土政策とは相互に関係が深いものの、それぞれ適用される論理には差異があると考えられる。限界集落の居住者にユニバーサルサービスとして生活全般にわたる基礎的社会サービスを提供することは地域の視点から必要なことではあるが、国土政策というよりも地域社会福祉政策の範疇に入るものとも考えることもできる。

地域振興政策と国土政策とが共有する接点としては、居住地選択や立地選択が該当すると思われ、国土政策の視点から地域振興を論じる場合にはこのことが前提になると考えられる。

（本稿は筆者の個人的見解です。）

【参考文献】

- 地域振興整備公団（2002）「地域統計要覧」
多様な主体による地域づくり戦略研究会（国土交通省国土計画局監修）（2004）「地域からの日本再生シナリオ（試論）～市民自治に基礎を置く戦略的地域経営の確立に向けて～」、国立印刷局
岡田浩一・藤江昌嗣・塚本一郎（2006）「地域再生と戦略的協働－地域ガバナンス時代のNPO・行政の協働－」、ぎょうせい
法政大学大学院エコ地域デザイン研究所（2008）「ルーラル・エリアの地域マネジメントにおけるNPOの役割－高知県四万十・幡多地域を対象に－現地シンポジウム報告書」
国土交通省（2008）「国土形成計画（全国計画）」
総務省自治行政局過疎対策室（2008）「過疎対策の現況」

別表1 地域振興立法一覧表

区分		離島振興法	奄美群島振興 開発特別措置法	豪雪地帯対策 特別措置法		山村振興法	小笠原諸島振興 開発特別措置法	半島振興法	過疎地域自立促進 特別措置法
施行年月		昭和28年7月	昭和29年6月	昭和37年4月		昭和40年5月	昭和44年12月	昭和60年6月	平成12年4月
有効期限		平成25年3月	平成21年3月	—— (注)		平成27年3月	平成21年3月	平成27年3月	平成22年3月
目的		・離島の自立的発展の促進 ・島民の生活の安定及び福祉の向上 ・国民経済の発展及び国民の利益の増進	・奄美群島の基礎条件の改善 ・地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発 ・自立的発展 ・奄美住民の生活の安定と福祉の向上	・産業の振興 ・民生の安定向上		・経済力の培養 ・住民の福祉の向上 ・地域格差の是正 ・国民経済の発展	・小笠原諸島の基礎条件の改善 ・地理的及び自然的特性に即した振興開発 ・旧島民の帰島促進 ・自立的発展 ・住民の生活の安定と福祉の向上	・地域の振興 ・半島地域の自立的発展 ・地域住民の生活の向上 ・国土の均衡ある発展	・地域の自立促進 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正
地域指定	地域指定(主体)	国交・総務・農水大臣	法律で規定	国交・総務・農水大臣		国交・総務・農水大臣	法律で規定	国交・総務・農水大臣	国交・総務・農水大臣
	指定(公示)要素	・人口 ・本土との最短航路距離等	——	・累年平均積雪積算値等 豪雪 特豪	・林野率 ・人口密度等	——	・二以上の市町村、一定の規模 ・公共的施設整備水準 ・産業開発度等	・人口減少率 ・高齢者比率 ・若年者比率 ・財政力指数	
地域指定数等	地域指定数	76(有人島261)	—(有人島8)	542	202	2,104(旧市町村)	—(有人島2)	23	852
	対象都道府県数	25	1	24	15	44	1	22	45
	対象市町村数	110	12	542	202	748	1	196	732
	人口(千人) (全国比)	434 (0.4%)	126 (0.1%)	20,132 (15.8%)	3,384 (2.6%)	4,345 (3.4%)	2 (0.0%)	4,544 (3.6%)	10,735 (8.4%)
	面積(km ²) (全国比)	5,245 (1.4%)	1,231 (0.3%)	191,929 (50.8%)	74,891 (19.8%)	178,450 (47.2%)	104 (0.0%)	36,946(9.8%)	204,529 (54.1%)
主な特例措置	補助率の引き上げ	○	○	○	○	○	○	○	○
	地方債の特例	△(配慮)	△(配慮)	△(配慮)	△(配慮)	△(配慮)	△(配慮)	△(配慮)	○
	地方交付税の特例	○	○	○	○	○	×	○	○
	税制上の特例	○	○	○	○	○	○	○	○
	特別融資制度	○	○	○	○	○	○	○	○
共管省(□はとりまとめ省)		国交・総務・農水	国交・総務・農水	国交・総務・農水		国交・総務・農水	国交	国交・総務・農水	国交・総務・農水

(注) 豪雪地帯対策特別措置法の第14、15条(特別豪雪地帯における市町村道整備及び小中学校施設整備の特例措置)は、平成24年3月末。法律名に下線が引かれているものは議員立法。
地域指定数等の対象市町村数は、H20.4.1日現在。人口は、H17国勢調査。半島・過疎の面積は、H19.4.1現在

別表2 地域振興関係の法律について（その他関連）

区分	総合保養地域整備法（地方振興課）	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（同左）	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（同左）	低開発地域工業開発促進法（同左）	
施行年月	昭和62年6月	平成4年8月	平成5年9月	昭和36年11月	
有効期限	—	—	—	—	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある国民生活のための利便の増進 ・地域の振興 ・国民の福祉の向上 ・国土及び国民経済の均衡ある発展 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の増進及び居住環境の向上による地方拠点都市地域の一体的整備の促進 ・産業業務施設の再配置の促進 ・地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に即した農林業、その他の事業の振興 ・豊かで住みよい農山村の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の増大 ・地域間の経済的格差の縮小 ・国民経済の均衡ある発展 	
地域指定	地域指定(主体)	総務・農水・経産・国交大臣（基本構想の同意）	都道府県知事	法令	国土交通大臣
	指定(公示)要素	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の規模 ・土地の確保の容易性 ・民間施設の整備の確実性等 	<ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏の一定の地域以外 ・中心都市及びその周辺の市町村からなる地域 ・地域の一体性 ・地方の発展の拠点となる地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜耕地比率 ・林野率 ・農林業従事者比率 ・農林地比率等 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、水、労働力、交通の便 ・就業構造、財政力指数
地域指定数等	地域指定数	34	84	984(全部指定市町村480、一部指定市町村504)	91
	対象都道府県数	33	44	47	37
	対象市町村数	333(注2)	525(注2)	984(注2)	363(注2)
	人口(全国比) (注3)	—	29,754千人(23.4%)	11,486千人(9.3%) (全域市町村分のみ)	14,040千人(11.1%)
	面積(全国比)	54,220 km ² (14.0%)	127,297 km ² (33.7%)	196,380 km ² (52.0%) (全域市町村分のみ)	74,988 km ² (19.8%)
主な特例措置	補助率の引き上げ	×	×	×	×
	地方債の特例	△(配慮)	△(配慮)	○	△(配慮)
	地方交付税の特例	×	×	○	×
	税制上の特例	○	△(経過措置)	○	×
	特別融資制度	×	○	○	×
共管省(□:とりまとめ)	総務・農水・経産・ <u>国交</u>	総務・農水・経産・ <u>国交</u>	総務・ <u>農水</u> ・経産・国交	<u>国交</u>	

(注1) 法律名に下線が引かれているものは、議員立法。

(注2) 対象市町村数等は平成20年4月1日現在

(注3) 人口(全国比)等は平成17年4月1日現在

(注4) 本資料は、地域振興関係の法律を全て網羅したものではない。